

合併処理浄化槽の設置・変更・廃止等に伴う各種届出について

■設置予定の浄化槽の放流水について、やむを得ず地下浸透を計画している場合

浄化槽放流水地下浸透処理事前協議書

(諏訪市浄化槽の設置に関する指導基準第3条)

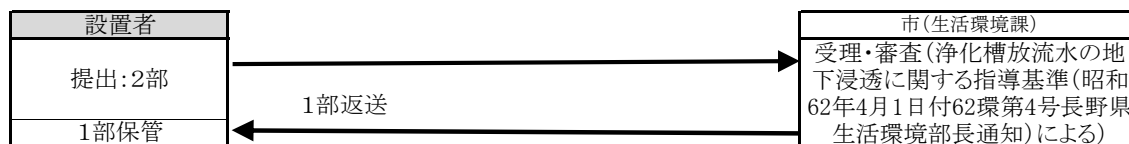
《提出部数と様式》2部:浄化槽放流水地下浸透処理事前協議書(別記様式)

《添付》(詳しくは別添の「浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準」をご覧ください)

- (1) 地形図(地形図3,000分の1~25,000分の1地形図に地下浸透装置の設置場所を明示)
- (2) 設置場所付近の平面図(概略500分の1)
- (3) 設置場所付近の状況がわかるカラー写真(撮影年月日を記入)
- (4) 土壌の浸透試験結果(試験方法は別紙1。放流水の地下浸透処理予定地内で行った浸透試験の結果。浸透試験を行う試験孔の数は、浄化槽の処理対象人員100人までは3か所、それをこえる場合は5か所。なお、試験孔の場所は、地下浸透処理予定地の中心及び地下浸透処理予定地を代表する2か所または4か所。)
- (5) 地下浸透処理を行う土地の土質柱状図(表示方法は別紙2。放流水の地下浸透処理予定地内に深さ2.5メートル以上の試験孔を設け、土質断面の観察結果を柱状図(20分の1に縮尺したもの)にまとめたもの。試験孔の数は、浸透面積400㎡以下については1か所、400㎡をこえるごとに1か所ずつ。なお、試験孔の場所は、試験孔の数が1か所の場合は、地下浸透処理予定地の中心とし、その他の場合は、地下浸透処理予定地を代表するところ。)
- (6) 浄化槽の規模、構造及び性能(別添)
- (7) 後処理装置の規模、構造及び性能(別添)
- (8) 地下浸透装置の構造(別添)(縮尺100分の1~200分の1)
- (9) 検水井の構造(別添)(縮尺100分の1~200分の1)

《注》

- ①下水道の供用開始区域などは設置に制限がある場合がありますので、水道局下水道係で確認をお願いします。
- ②原則として、放流先は河川、側溝等であり、地下浸透はやむをえない場合に限り、別添の「浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準」によります。
- ③浄化槽設置届出書または浄化槽設計概要書の提出前の設置検討段階で提出してください。



■浄化槽を設置する場合

(建築確認が不要の場合) 浄化槽設置届出書

(浄化槽法第5条・10条第2項、浄化槽法施行令第1条、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令第3条、諏訪市浄化槽の設置に関する指導基準第4条第3項、諏訪市浄化槽法事務処理要領第2条)

《提出部数と様式》正本2部:浄化槽設置届出書(別記様式第1号)

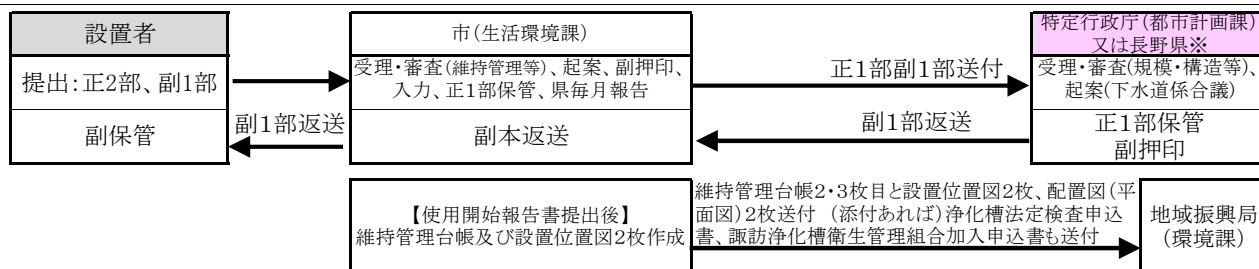
副本1部:浄化槽設置届出書副本(適正確認書)(様式第1号)

《添付》

- (1) 型式認定浄化槽の場合は、型式適合認定書の写し、型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し
 - (2) (1)以外の浄化槽は、当該浄化槽の構造を明らかにする構造図、仕様書及び処理工程図
 - (3) 浄化槽の設置場所の周辺500mの状況を記入した見取図
 - (4) 当該浄化槽が処理する、し尿等を排出する建物の種類を記載した書類及び建物等の平面図等人員算定、汚水量の計算の基礎となる書類及び図面
 - (5) 当該浄化槽の保守点検又は清掃若しくはその両方を業者に委託する予定の場合は、当該保守点検業者等の名称を記載した書類
 - (6) 当該浄化槽の処理対象人員が501人以上の場合、技術管理者の履歴書及びその資格を証する書類
 - (7) その他市長又は特定行政庁が必要と認める書類
- (任意:浄化槽法定検査申込書、諏訪浄化槽衛生管理組合加入申込書)

《注》

- ①下水道の供用開始区域などは設置に制限がある場合がありますので、水道局下水道係で確認をお願いします。
- ②浄化槽法第13条による国土交通大臣の認定を受けている型式の場合は10日前、認定外の型式の場合は21日前までに提出してください。



※長野県で審査対象となる建物規模の場合は、副は長野県から設置者に直接返送されます。

合併処理浄化槽の設置・変更・廃止等に伴う各種届出について

■浄化槽の構造もしくは規模の変更をする場合

(建築確認が不要の場合) 浄化槽変更届出書

(浄化槽法第5条・10条第2項、浄化槽法施行令第1条、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令第2条、諏訪市浄化槽法事務処理要領第2条)

《提出部数と様式》 正本2部:浄化槽変更届出書(別記様式第2号)
副本1部:浄化槽変更届出書副本(適正確認書)(様式第2号)

《添付》 浄化槽を設置する場合(建築確認が不要の場合)と同様です。

《注》

①処理方法の変更、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更の場合に提出が必要です。

(建築確認が必要な場合)

《注》

①建築基準法による建築主事への通知が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■浄化槽の技術管理者を変更する場合(処理対象人員が501人以上の浄化槽の場合)

技術管理者変更報告書

(浄化槽法10条第2項・10条の2第2項、環境省関係浄化槽法施行規則第8条の2第2項、浄化槽法施行令第1条、諏訪市浄化槽法事務処理要領第7条)

《提出部数と様式》 1部:浄化槽技術管理者変更報告書(様式第9号)

《添付》

(1)技術管理者の資格を証明する書類の写し

《注》

①処理対象人員が501人以上の浄化槽の場合に関係します。

②変更の日から30日以内に提出してください。

■浄化槽管理者(名義)を変更する場合

浄化槽管理者変更報告書

(浄化槽法10条の2第3項、環境省関係浄化槽法施行規則第8条の2第3項、諏訪市浄化槽法事務処理要領第8条)

《提出部数と様式》 1部:浄化槽管理者変更報告書(様式第10号)

《添付》

(1)管理者の変更の原因となった事実を証する書類

《注》

①変更の日から30日以内に提出してください。



■浄化槽の使用を休止する場合

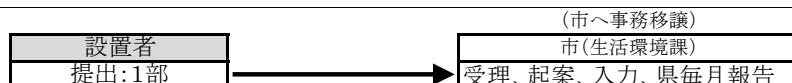
浄化槽使用休止届出書

(浄化槽法11条の2第1項、環境省関係浄化槽法施行規則第9条の3、諏訪市浄化槽法事務処理要領第9条)

《提出部数と様式》 1部:浄化使用休止届出書(様式第11号)

《注》

①使用休止の日から30日以内に提出してください。



合併処理浄化槽の設置・変更・廃止等に伴う各種届出について

■浄化槽の使用再開をする場合

浄化槽使用再開届出書

(浄化槽法11条の2第2項、環境省関係浄化槽法施行規則第9条の4、諏訪市浄化槽法事務処理要領第10条)

《提出部数と様式》1部:浄化槽廃止報告書(様式第12号)

《注》

①使用再開の日から30日以内に提出してください。

(市へ事務移譲)

設置者	市(生活環境課)
提出:1部	受理、起案、入力、県毎月報告

■浄化槽を廃止する場合 (下水道接続に切り替える場合など)

浄化槽廃止報告書

(浄化槽法11条の3、環境省関係浄化槽法施行規則第9条の5、諏訪市浄化槽法事務処理要領第11条)

《提出部数と様式》1部:浄化槽廃止報告書(様式第13号)

《注》

①廃止の日から30日以内に提出してください。

(市へ事務移譲)

設置者	市(生活環境課)
提出:1部	受理、起案、入力、県毎月報告

《詳しいお問い合わせは・・・》

〒392-8511 諏訪市高島1-22-30

諏訪市市民環境部環境課環境保全係

TEL : 0266-52-4141(内線214・215)FAX : 0266-57-0660(代表)

メール : kankyou@city.suwa.lg.jp

までお願いします。

【別添】

浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準

1 趣旨

浄化槽の放流水は、河川等への放流を原則としているが、近年、地下浸透処理が増加していることから、これによる地下水の汚染及び災害の発生等を図るため、地下浸透処理可能な土地の条件等必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本指導基準において使用する用語を次のように定義する。

(1) 放流水

浄化槽（浄化槽法で定めるもの。以下同じ。）又は後処理装置の処理水で、地下浸透処理を行う対象となるもの

(2) 浸透速度

別に定められた装置を用い、土壌面に注加した水の水面が、浸透によって低下する速度

(3) 地下浸透装置

導水管、配水槽、トレンチ、散水管及び水位点検孔からなり、放流水を地下浸透させるための装置

(4) 後処理装置

浄化槽等の排水を地下浸透処理を行う対象となるように処理する装置

(5) 浸透水

地下浸透装置及び土壌層を通過して地下に浸透する水

(6) 検水井

水質検査のために浸透水を採取する小井戸

(7) トレンチ

散水管を埋め、放流水を均等に地下浸透させるために掘る溝

(8) 散水管

放流水を均等に地中に分散、浸透させるための有孔管

(9) 配水槽

放流水を散水管に均等に配分し、注加する水槽

(10) 導水管

放流水を浄化槽又は後処理装置から配水槽又は散水管に導く管

(11) 水位点検孔

散水管及びトレンチ内における放流水の浸透状況を点検するため、散水管から地表に垂直に設ける管

3 地下浸透処理可能な土地

放流水の地下浸透ができる土地は、次の諸条件を備えていなければならない。

- (1) 地表面下 2 メートル以上の厚さが、砂質土又は粘質土であること。また、透水性の過大な礫層等放流水が地下の水脈に短絡するような土質でないこと。
- (2) 盛土地盤においては、盛土後 1 年以上経過していること。
- (3) 地下水位は地表面から 2 メートル以深にあること。
- (4) 土壌の浸透速度は過大又は過小でないこと。その上限は、毎分約 2.4 センチメートル(0.04cm/秒)、下限は、毎分約 0.042 センチメートル(0.0007cm/秒)とする。
- (5) 土地の傾斜は、地下浸透を行う敷地の周囲を含めて、16 度(約 30 パーセント)以下であって、かつ地すべりのおそれがないこと。
- (6) 地下浸透を行う敷地の端から 30 メートル以内に、井戸等の地下水利用の施設がないこと。

4 地下浸透に要する面積

- (1) 浸透面積は、放流水の地下浸透処理に直接必要となる面積であり、散水管及び散水管の両端から 1 メートル隔てた線に囲まれた面積の合計とする。
- (2) 浸透面積は、その土壌の浸透速度を測定し、次の図の基準に従って算定した値以上としなければならない。

ただし、処理対象人員 1 人当りの最低必要面積は、単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽。以下同じ。)の場合にあつては 2 平方メートル、合併処理浄化槽(し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽。以下同じ。)の場合にあつては 4 平方メートルとする。

- (3) 散水管は、隣地との境界線から 2 メートル以上離して設置すること。

5 地下浸透処理に係る水質の基準

(1) 放流水の水質

放流水の水質は、次の基準を満たさなければならない。

区分 基準等	BOD	備 考
単独処理浄化槽 の場合	日間平均値 60mg/l 以下	この基準を満たすためには、BOD除去率 77% 以上の能力が必要である。
合併処理浄化槽 の場合	日間平均値 30mg/l 以下	この基準を満たすためには、BOD除去率 85% 以上の能力が必要である。

従って、この基準を満たすため、必要に応じて後処理装置を設けるものとする。

(2) 浸透水の水質

浸透水の水質は、検水井において、次の基準を満たさなければならない。

BOD	2 mg/l 以下
大腸菌群数	10 コ/ml 以下

6 地下浸透装置及び検水井の構造

(1) 配水槽は、各の散水管に均等に注水でき、かつ必要に応じ内部が点検できる構造とする。なお、配水槽の前に沈でん槽又は予備ろ過槽を設けることが望ましい。

(2) トレンチは、幅 50～70センチメートル、深さ 70センチメートル程度に掘削し、中心部に散水管を配し、目づまりを生じないように埋めもどす。

(3) 散水管は、その間隔を左右 2メートル以上とし、均等に散水できるような適当な勾配をとる。また、散水管の流入口から末端までの長さは 20メートル以下とし、その総延長は次式から計算した長さ以上のものとする。

L：散水管の総延長 単位 メートル

$$L = \frac{A}{2} - 2N$$

A：浸透面積 単位 平方メートル

N：散水管の本数

- (4) 水位点検孔は、散水管の末端部に設ける。
- (5) 検水井は、浄化槽に付随する地下浸透装置について設ける。検水井の数は、浸透面積400平方メートル以下については1か所、400平方メートルをこえるごとに1か所ずつとる。検水井は、トレンチの中心から流入口寄りに設け、2か所以上の場合、浸透区域内に均等に配置する。検水井はトレンチの底面から70～100センチメートルの深さの浸透水を随時採取できる構造とする。

7 地下浸透装置の維持管理

(1) 機能維持のための管理

地下浸透装置の管理者（設置者）は、浄化槽、後処理装置及び地下浸透装置の機能が十分に発揮されるように常に点検、管理を行わなければならない。

このうち、散水管については、少なくとも1か月に1回水位点検孔から湛水の有無を点検し、もし目詰まり等による浸透能力の低下や著しい嫌気の状態の発生による悪臭等が認められた場合又は放流水等が地表に浸出した場合は、トレンチを掘り起こして、散水管の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な改善を行うこと。

(2) 地下浸透装置を設置した区域の地表の利用

地下浸透装置を設置した区域の地表には、みだりに建築物を設けたり舗装をしたりしてはならない。

(3) 浸透水の水質の測定及び測定結果の報告

21人槽以上の浄化槽に付随する地下浸透装置の管理者（設置者）は、次により浸透水の水質を測定し、浄化槽放流水地下浸透処理に係る水質測定結果報告書（様式第1号）により設置地を管轄する保健所長に報告しなければならない。

ア 測定項目 BOD、大腸菌群数、塩素イオン、アンモニア態窒素、
硝酸態窒素

イ 測定回数 1年に1回

ウ 検体数 検水井 1 か所について 1 検体

8 地下浸透装置設置予定者の事前協議

浄化槽放流水を地下浸透によって処理しようとする者は浄化槽放流水地下浸透処理事前協議書（様式第 2 号）に次の資料を添付し、事前に設置予定地を管轄する保健所長に提出し、協議しなければならない。

（１）地形図 3，000 分の 1～20，000 分の 1 若しくは 25，000 分の 1 地形図に地下浸透装置の設置場所を明示したもの。

（２）設置場所の付近の平面図（概略 500 分の 1）

試掘孔、浸透試験孔、浄化槽、後処理装置、地下浸透装置及び既設の井戸等の位置を明示したもの。

（３）設置場所付近の状況がわかるカラー写真（撮影年月日を記入）

（４）土壌の浸透試験結果

放流水の地下浸透処理予定地内で行った浸透試験の結果をまとめたもの。浸透試験を行う試験孔の数は、浄化槽の処理対象人員 100 人までは 3 か所、それをこえる場合は 5 か所とする。

なお、試験孔の場所は、地下浸透処理予定地の中心及び地下浸透処理予定地を代表する 2 か所または 4 か所とする。

土壌の浸透速度試験方法は、別紙 1 のとおりとする。

（５）地下浸透処理を行う土地の土質柱状図

放流水の地下浸透処理予定地内に深さ 2.5 メートル以上の試掘孔を設け、土質断面の観察結果を柱状図（20 分の 1 に縮尺したもの）にまとめたもの。試掘孔の数は、浸透面積 400 平方メートル以下については 1 か所、400 平方メートルをこえるごとに 1 か所ずつとする。

なお、試掘孔の場所は、試掘孔の数が 1 か所の場合は、地下浸透処理予定地の中心とし、その他の場合は、地下浸透処理予定地を代表するところとする。

土質柱状図の表示方法は、別紙 2 のとおりとする。

（６）浄化槽及び後処理装置の規模、構造及び性能

（７）地下浸透装置及び検水井の構造並びにそれらの設置計画平面図（100 分の 1～200 分の 1 に縮尺したもの。）

別紙 1 土壌の浸透速度試験方法

土壌の浸透速度試験は次により行い、その結果を「浸透速度測定結果表」に記入する。

1 試 験 孔

- (1) 試験孔は、直径を 40～45 センチメートル、深さを散水管の深さに約 15 センチメートルを加算した深さとし、底面を水平に削って仕上げる。
- (2) この試験孔に下端部をとがらせた内径 30 センチメートル、長さ 60 メートル以上の円筒パイプ（合成樹脂あるいは鋼製）を置き、円筒下縁が地盤に 1 センチメートルから 2 センチメートル程度くいこむよう押しこむ。
- (3) 円筒周囲と地盤の間隙には粘土のようなこまかい土を丁寧に充填し、突き堅め、試験時に円筒内より円筒周囲に水が浸透するのを防止する。
- (4) 円筒下部には厚さが約 5 センチメートルになるように砂利を敷く。

2 試験方法

- (1) 最初に、砂利上 25 センチメートルの水位になるよう清水を注水し、30 分放置する。
この間、水位が 10 センチメートル以上低下したらもとの水位まで戻るよう注水を繰り返す。
- (2) 30 分経過した後、水位が砂利上 25 センチメートルになるよう注水し、土質が粘土質の場合にあっては 10 ミリメートル、その他の場合にあっては 30 ミリメートル水位が低下するに要する時間を測定し、1 分当りの浸透速度を求める。ひとつの試験孔についてこれを 3 回繰り返す。
- (3) 浸透速度試験用の器具等は、次図の構造のものを用いる。

浸透速度測定結果表

調査地名						
浸透試験年月日						
測定者（事業名、担当者）						
試験孔番号	試験孔の深さ (cm)	浸透速度 (cm/分)				備 考
		1 回目	2 回目	3 回目	平 均	
平 均						

記載要領 試験孔番号には「設置場所の付近の見取図」に記載した試験孔の番号を記入すること。

(別紙2)

土 質 柱 状 図 の 表 示 方 法

調 査 地 名						
試 掘 者						
試掘孔番号		No.		標 高		m
試掘方法				試掘年月日		
標 尺 (cm)	深 度 (cm)	層 厚 (cm)	柱 状 図	土 質 名	記 事	地 下 水 位
50						
100						
150						
200						

記載要領

- 1 試掘孔番号は、「設置場所の付近の見取図」に記載した試掘孔の番号を記入すること。
- 2 標尺は、1目盛を10センチメートルとする。
- 3 柱状図及び土質名は、次の例により記入する。これ以外の土質については、別な模様を作ってもさしつかえ

- 4 砂は粗砂(粒径 $2 \sim 1/2\text{mm}$)と中～細砂(粒径 $1/2 \sim 1/16\text{mm}$)と区分する。
- 5 土質の色調、硬軟、風化、キ裂の状態等は記事欄に記入する。
- 6 地下水位が大きく変動する場合は、地下水位の欄に次の列により記入する。



〇月〇日〇時の水位

- 7 ひとつの試掘孔毎に作成すること。
- 8 様式の大きさは、B-5とする。